

一般社団法人街の木ものづくりネットワーク
定 款

法人保存原本

平成29年9月1日 作 成

平成29年9月1日 公 証 人 認 証

平成29年9月1日 法 人 成 立

一般社団法人街の木ものづくりネットワーク定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下、「本社团」という。）は、一般社団法人街の木ものづくりネットワークと称する。

(事 務 所)

第 2 条 本社团は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。
2 本社团は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本社团は、樹木をはじめとした都市の自然の有効活用を通じて、無理のない都市環境づくり及びまちづくりに貢献する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本社团は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 街の緑地及び自然に関する調査、研究、講演、政策提言及び出版事業
- (2) 街の緑地及び自然に関する教育プログラムの策定、実施、普及及びコンサルティング
- (3) 街の緑地及び自然に関する催事の企画、運営及びコンサルティング
- (4) 街の緑地及び自然と地域住民をつなぐサービスの企画、運営及びコンサルティング
- (5) その他本社团の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は本邦において行うものとする。

第 3 章 会 員

(資格及び種別)

第 5 条 本団体に次の会員を置く。

(1) 運営会員 本団体の目的に賛同し、本団体の運営に関わることを表明して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 本団体の目的に賛同し、本団体の活動を賛助するために入会した個人及び団体

2 前項の会員のうち、運営会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 本団体に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、本団体の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、第 12 条の総会（以下、単に「総会」という。）において別に定める時期に、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 運営会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 法令又はこの定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会員が第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 会員が死亡又は解散したとき。

(3) 総ての運営会員が同意したとき。

(提出金品の不返還)

第11条 会員資格を喪失した者が既に納入した会費その他の提出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の経費の負担の額
- (2) 運営会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定 款 の 変 更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の指定及びその処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 前項第8号に定める不可欠特定財産とは、本団が公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産として、総会がその決議によって指定した財産をいう。

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年10月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 総会が開催された場所に存しない理事、監事又は社員は、各出席者の音声や映像が通信回線を通じて即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組みを利用する方法(以下、「テレビ会議等」という)によって、総会に出席することができる。

(招集の決定)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総運営会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

2 運営会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、代理人は運営会員に限る。

(決議)

第18条 総会の決議は、総運営会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 運営会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は法務

省令で定めるこれらに代わる措置をしなければならない。

第 5 章 役 員 等

(種別及び定数)

第20条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち、1名を理事長とする。
- 4 代表理事又は代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によって本団体の業務を執行する理事として選定されたもの(以下、「業務執行理事」という。)から、副理事長1名又は専務理事若しくは常務理事若干名をおくことができる。

(選 任)

第21条 総会は、その決議によって理事及び監事を選任する。

- 2 理事会は、その決議によって代表理事を選定する。
- 3 理事会は、その決議によって理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を選定することができる。

(職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本団体の業務執行の決定に参画する。

- 2 次に掲げる理事は、本団体の業務を執行する。
 - (1) 代表理事
 - (2) 業務執行理事
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する總會の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有し義務を負う。

(解 任)

第24条 總會は、その決議によって理事及び監事を解任することができる。

- 2 理事会は、その決議によって代表理事又は業務執行理事を解職することができる。
- 3 理事会は、その決議によって会長、理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を解職することができる。

(役員 の 報酬 等)

第25条 役員に対して、總會において定める総額の範囲内で、總會において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧 問)

第26条 本団体に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第27条 本団体にアドバイザーを若干名置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、アドバイザリーボードを構成し、理事会の諮問に応じて、本団体の業務執行につき意見を述べることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第28条 本団体に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事又は業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事長、副理事長、専務理事又は常務理事の選定及び解職
- (5) 顧問又はアドバイザーの推薦
- (6) 会員の入会の承認
- (7) 賛助会員の除名

(開 催)

第30条 理事会は、定例理事会として4箇月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

2 理事会が開催された場所に存しない理事又は監事は、テレビ会議等によって、理事会に出席することができる。

(招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は法務省令で定めるこれらに代わる措置をしなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 3 4 条 本 社 団 の 事 業 年 度 は、毎 年 9 月 1 日 に 始 ま り 翌 年 8 月 末 日 に 終 わ る。

(事 業 計 画 及 び 収 支 予 算)

第 3 5 条 本 社 団 の 事 業 計 画 書、収 支 予 算 書、資 金 調 達 及 び 設 備 投 資 の 見 込 み を 記 載 し た 書 類 又 は 電 磁 的 記 録 に つ い て は、毎 事 業 年 度 の 開 始 の 日 の 前 日 ま で に、代 表 理 事 が 作 成 し、理 事 会 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ず。こ れ を 変 更 す る 場 合 も、同 様 と す る。

(事 業 報 告 及 び 決 算)

第 3 6 条 本 社 団 の 事 業 報 告 及 び 決 算 に つ い て は、毎 事 業 年 度 終 了 後、代 表 理 事 が 次 の 書 類 を 作 成 し、監 事 の 監 査 を 受 け た 上 で、理 事 会 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ず。

- (1) 事 業 報 告
- (2) 事 業 報 告 の 附 属 明 細 書
- (3) 貸 借 対 照 表
- (4) 損 益 計 算 書 (正 味 財 産 増 減 計 算 書)
- (5) 貸 借 対 照 表 及 び 損 益 計 算 書 (正 味 財 産 増 減 計 算 書) の 附 属 明 細 書
- (6) 財 産 目 録

2 前 項 の 承 認 を 受 け た 第 1 号 及 び 第 2 号 の 書 類 に つ い て は 定 時 総 会 で そ の 内 容 を 報 告 し、第 3 号 から 第 6 号 ま で の 書 類 に つ い て は 定 時 総 会 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ず。

(基 金)

- 第 3 7 条 本 社 団 は、基 金 を 引 き 受 け る 者 の 募 集 を す る こ と が で き る。
- 2 拠 出 さ れ た 基 金 は、基 金 の 拠 出 者 と 合 意 し た 期 日 ま で 返 還 し な い。
 - 3 基 金 の 返 還 の 手 続 に つ い て は、返 還 す る 基 金 の 総 額 に つ い て 定 時 総 会 の 決 議 を 経 る も の と す る ほ か、基 金 の 返 還 を 行 う 場 所 及 び 方 法 そ の 他 の 必 要 な 事 項 を 理 事 会 に お い て 別 に 定 め る も の と す る。

第 8 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定 款 の 変 更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 本社は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産等の帰属)

第40条 本会社が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第41条 本社の公告は官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 本社の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

湧口善之 東京都世田谷区 [REDACTED]

横山 恵 東京都調布市 [REDACTED]

2 本社の設立時理事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

湧口善之 東京都世田谷区 [REDACTED]

横山 恵 東京都調布市 [REDACTED]

横山 貴 東京都調布市 [REDACTED]

3 本社の設立時監事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

林 泰義 東京都世田谷区 [REDACTED]

4 本社の設立時代表理事は、設立時理事の過半数をもって決定する。



以上、一般社団法人街の木ものづくりネットワークの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年9月1日

設立時社員 湧 口 善 之



設立時社員 横 山 恵



10/10/10

10/10/10

10

10

10

登簿平成29年 第 30 号

この定款における設立時社員 湧 口 善 之
及び 横 山 恵 は、本職の面前で各自
自己の記名押印を自認した。 _____

よってこれを認証する。

平成 29 年 9 月 1 日 日本職役場において

東京都中央区銀座2丁目2番6号

東京法務局所属

公証人

小坂敏章

